

鳥取市職員措置請求書

1 請求の要旨

平成23年度に鳥取市下味野で、「鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱（いわゆる「同和減免」）の経過措置として、平成22年度の同措置の申請者である同和関係者に対して固定資産税および都市計画税が4分の1減免された。この減免措置が下味野で行われたのは、下味野が同和地区であり、下味野が同和地区である理由は、下味野が歴史的には穢多地であって被差別部落であったからである。

しかし、明治4年8月28日付太政官布告「府縣 穢多非人等ノ稱被廢候條一般民籍ニ編入シ身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱尤モ地租其外除蠲ノ仕來モ有之候ハ、引直シ方見込取調大藏省へ可伺出事」により旧穢多地に対する地租の減免は見直すこととされている。旧穢多地と地租は、それぞれ上記減免措置要綱の同和地区と固定資産税・都市計画税に相当するものであるから、同和減免は違法である。

違法な減免措置により市の財政に損害を与えたので、固定資産税課に対し、平成23年7月20日以降の納期限に下味野地区で同和減免された固定資産税および都市計画税を徴収することを求める。

2 請求者

住所 鳥取市下味野415番地1

職業 会社員

氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて、必要な措置を請求します。

平成24年 7月20日

鳥取市監査委員あて

事 実 証 明 書 目 録

- 1 1号証 とっとり地域部落史研究創刊号ムラのあゆみ1
- 2 2号証 明治4年8月28日付 太政官布告第449号（明治5年法令全書より）